

9月20日から26日は動物愛護週間

動物愛護週間は、動物の愛護と適正な飼育について、広く関心と理解を深めるために「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられています。

どろぼう愛護フェスティバル
『ペットも守ろう！防災対策』

屋外会場

日時 9月23日(土)午前11時～午後4時
会場 上野恩賜公園内(噴水前広場・恩賜上野動物園)

※直接会場へお越しください。

屋内会場

日時 9月24日(日)午後1時～4時30分
会場 東京国立博物館平成館大講堂
定員 390人(先着順)
申込み 9月1日(金)～22日(金)正午に、電話またはEメールで(公社)日本動物福祉協会へ

問合せ (公社)日本動物福祉協会 ☎03-64455-7733

✉entry@jaws.or.jp

東京都福祉保健局環境保健衛生課
☎03-5320-4412

動物は責任と愛情をもって終生飼養

飼い主は、動物の習性などをよく理解し、命あるものである動物に対し愛情をもって終生飼養する責任があります。

不妊・去勢手術

繁殖を望まない・繁殖後適正に飼養することができない場合は、不妊・去勢手術を行います。不妊・去勢手術をすると性質がおとなしくなるなどのメリットがあるほか、生殖器系の病気の予防にもなります。

市では、平成26年度から、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成を行っています。詳しくは、問い合わせください。

身元の表示

迷子になり飼い主のもとに戻ることができない動物は少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やその他の動物には名札を着けましょう。犬の飼い主には、登録と狂犬病予防注射を行う義務があります。

猫の飼育は屋内で

現在の交通事情や住宅事情を考えると、市街地で猫を飼う場合は、屋内で飼育することが望ましいといえます。上下運動ができるよう家具の上などにも上がれる工夫をし、専用のトイレ、爪研ぎなどを用意することが屋内飼育を成功させるコツです。

犬の散歩はルールを守って

犬を散歩させるときは、リードできちんとつなぎましょう。散歩中にオシッコをしてしまった時はすぐに水で流し、フンをした時は家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。



災害に備えて

災害が発生した場合、まずは人命第一です。飼い主が無事でなければ動物は災害を乗り切れません。避難することになった時は、事情の許す限り動物と一緒に避難してください。また、動物のための防災用品(5日分以上のえさと水など)も用意しておきましょう。日ごろから、嫌がらずにケージに入る、トイレは決められたところであるなどのしつけをしておきましょう。

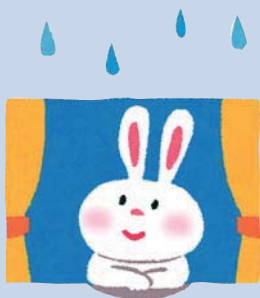
問合せ 環境保全課環境保全係 ☎225

雨水浸透ます設置費の一部を助成します

9月は雨の多い時期です。市の公共下水道は「分流式下水道」という汚水管と雨水管に分かれて処理する方法をとっています。皆さんの家庭や事業場から出る汚水は汚水管を通って、水再生センターまで送り処理していますが、雨天時に家の屋根や庭に降った雨水は、宅地内で地中に浸透させた後、溢れた分は、雨水管を通して多摩川へ放流しています。

そこで市では、雨水を宅地内で処理していただくように「雨水浸透ます」の設置費用の一部を助成しています。雨水の宅地内処理を検討する場合は、問い合わせください。

問合せ 水道事務所 ☎554-2669



「ご存じですか？」

ヘルプカード・ヘルプマーク +

ヘルプカード +

ヘルプカードは、障害などがあるために援助を必要とする方が携帯するものです。困っている時に、手助けしてほしい内容が書いてあります。ヘルプカードを身に付けている方が困っていた場合は、カードに書いてある内容に沿った支援をお願いします。

配布対象 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方、難病の方など

ヘルプマーク +

ヘルプマークは、援助や配慮を必要とすることが外見からはわからない方が、周囲の方からの援助を得やすくなるように身に付けるものです。ヘルプマークを身に付けてた方を見かけたら、電車内で席を譲るなど、思いやりのある行動をお願いします。

配布対象 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方または妊娠初期の方など



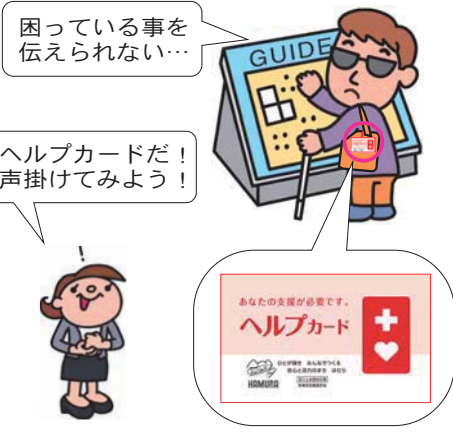
▲ ヘルプマーク

カード・マークの配布 +

いずれも対象の方へ、市役所1階障害福祉課窓口で配布しています。

※ヘルプマークは数に限りがありますが、なにより次第配布を終了しますが、都営地下鉄・ゆりかもめ・多摩都市モノレール各駅（一部を除く）などでも配布しています。配布先に確認の上、受け取ってください。

問合せ 障害福祉課障害福祉係 ④172



困っている事を伝えられない...

ヘルプカードだ！声掛けてみよう！



9月は「燃やせるごみ分別強化月間」

市では、燃やせるごみの減量を推進するため、毎年2・5・9月を「燃やせるごみ分別強化月間」としています。燃やせるごみの中に資源化できるものを入れていません。

次のポイントに注意して、資源化できるものは燃やせるごみではなく、資源として分別してください。

分別ポイント

◆3種類のごみ袋を用意

紙類を入れる「雑紙」用、菓子の袋などを入れる「容器包装プラスチック」用、ティッシュなどを入れる「燃やせるごみ」用の3種類のごみ袋を用意しておく、簡単に分別することができます。

◆容器包装プラスチック

「プラマーク」がついているものは、すべて「容器包装プラスチック」です。シャンプーの容器や惣菜のパックなどは「容器包装プラスチック」として、洗ったり拭いたりして汚れを落とし、資源Bの収集日に透明または半透明の袋に入れて出してください。



◆古繊維

カーテンやシート、布切れなどは「古繊維」として、ひもで束ねて資源Aの収集日に出してください。

多少の汚れがついたものや穴が開いているものでも資源になります。雨などで濡れると資源になりません。雨の日を避けて出してください。

◆生ごみは水切りを

燃やせるごみの減量のため、生ごみの水切りにもご協力ください。



◆不要な買い置きを避ける

買い物は、食べ切れる量、使い切れる量だけにしましょう。必要以上の買い物は、使い切れず、ごみになってしまいます。

◆展示を行います

強化月間にあわせて、分別や減量などの方法について展示します。

日時 9月1日(金)～8日(金)の午前8時30分～午後5時(最終日は午後4時まで)

会場 市役所1階ロビー

問合せ 生活環境課生活環境係 ④204